

改正精神保健福祉法について

1. 概要

- ・精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するもの。

2. 主な改正内容（詳細は別紙参照）

（1）精神障害者等に対する包括的支援の確保（法第46条、第47条関係）

- ・市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者（*）も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
- （*）精神障害と診断されていない方を含め、自死やひきこもり、虐待等への対応が必要な事例を想定

（2）入院者訪問支援事業の創設（法第35条の2関係）

- ・市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、外部との面会交流の機会を確保し、その権利擁護を図ることが必要である。そのため、都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。

（3）医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き（法第33条関係）

- ・家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにする。
- ・誰もが安心して信頼できる入院医療の実現にむけて、入院者の権利を擁護するための取組を一層推進させるため、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。

（4）精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進（法第40条の2、40条の3関係）

- ・精神科病院における虐待防止のための取組を、管理者のリーダーシップのもと、組織全体でより一層推進するため、以下の内容等を規定。
 - ①精神科病院の患者に対する虐待への対応について、従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。
 - ②精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける。なお、虐待が強く疑われる場合は、事前の予告期間なしに実地指導を実施できるとする等、都道府県等の指導監督の強化を図る。